

講義名	会社法		
科目区分	学部フリーゾーン		
担当教員	藤井 啓吾		
開講期・曜日・時限	後期 水曜日 1時限		
履修開始年次	3年生	単位数	2
		講義コード	31067

主題と概要

経済活動の中心的な担い手である株式会社の組織と活動を法的側面から理解し、健全な企業運営を実現するための視点を獲得することを目指す。株式会社をめぐる3つの主要な利害対立関係、すなわち、株主 vs 会社債権者、支配株主 vs 少数株主、株主 vs 経営者、を中心に、それらの利害対立関係が、法律上どのように調整されるのかを、株式会社制度の基本に照らして明らかにしていく。

到達目標

次のような点について理解し、簡潔に説明できるようになる。
 ・株式会社の各機関の役割と相互の関係、「所有と経営の分離」とは
 ・株式会社をめぐる関係者の利害対立の構造と、会社法の規定による利害の調整のしくみ
 ・これらの点が、公開会社と非公開会社とでどのように異なるか

提出課題

各回(原則)の授業において提示する課題に対する答案の提出を求める。各回の講義内容を復習しつつ課題の答案を作成し、次回の授業の開始前に答案を提出すること。

評価の基準

期中の評価の比重を40%、期末の評価の比重を60%とし、課題の難易度等によりこの比率に実質的な変動を来たすことのないよう、それぞれを素点ではなく偏差値の積み上げによって評価する。
 期中の評価は、各回(原則)の授業において提示する課題に対する答案、授業に関する質問などの内容や提出状況を総合的に評価して行う。授業に欠席した場合でも、当日実施した課題に対する解答などを、授業期間中であれば後日提出することを認めるが、当然、相応の減点を行うので留意すること。期末には、期末試験を実施する。
 合格最低ラインは絶対評価とし、この科目で習得すべきと考える最低限の内容すら習得していないと判断される者は不合格とする。したがって、期中の評価にかかわらず、期末試験の成績が相応の水準に達していない場合は不合格とすることもあるので注意すること。合格者内の評価は原則として相対評価とし、概ね、
 A : A : B : C = 1 : 2 : 3 : 3の比率で評価を行う。

履修にあたっての注意・助言他

受講者への連絡、資料の配布などは、授業時間内に行う。これに加え、Ryuka Portal に掲示するので、特に授業を欠席した場合は、これを参照しておくこと。また、このシラバスの記載事項に対する補足・改訂もこれを通じて行うことがあるので、登録前に参照しておくこと。
 受講者や教室の状況によっては、座席指定を実施することがある。その場合は、指定された座席に着席して受講すること。

教科書

.使用しない。

プリント資料及び参考文献

各回の授業に際しプリントを配布する。なお、過去に配布したプリントを授業中に参照することがあるので、散逸しないようにファイルし、授業に際して必ず持参すること。

授業計画

- 1 はじめに - 会社とは何か、会社の種類
- 2 さまざまな株式会社とその仕組み - 個人事業から会社の設立へ
- 3 さまざまな株式会社とその仕組み - 株式会社制度の基本
- 4 株式会社の設立
- 5 株式会社をめぐる関係者間の利害の対立
- 6 株主対債権者 - 株主の権利、株主の義務と責任
- 7 株主対債権者 - 剰余金の分配可能額
- 8 支配株主対少数株主 - 株主総会とはどんな機関か
- 9 支配株主対少数株主 - 株主総会の議決方法と支配株主
- 10 株主対経営者 - 上場会社と非上場会社、公開会社と非公開会社
- 11 株主対経営者 - 取締役とは、株式会社における意思決定権限の分配
- 12 株主対経営者 - 取締役の善管注意義務・忠実義務
- 13 株主対経営者 - 取締役の業務執行の監督
- 14 株主対経営者 - 取締役と会社との利益相反・競業
- 15 まとめ - 株式会社をめぐる関係者間の利害対立とその調整

予習・復習

予習：各回の授業で取り上げる課題を事前に示すので、課題の内容をよく理解し、自分なりの答えを用意して授業に臨むこと。なお、予習の際に用意した解答を事前に提出してもらうことがあるので、指示に従って提出すること。
 復習：授業では、課題に対して解答を導くために必要とされる法令やその解釈、法令に基づく諸制度などについて解説を行うので、それらの解説や、解説に基づき自ら考えたことなどを振り返り、課題に対する答案の形でまとめること。
 予習・復習に対する時間配分は、1回の授業につき、予習1時間、復習3時間を目安とすること。

備考